**様式第一**（第２条第１項関係）

記載要領

１月19日時点版

供給確保計画の認定申請書

年　　月　　日

※実際の作成に当たっては、

【記載用】様式をご利用ください。

　　経済産業大臣　名　　殿

住　　　　所

　　　　　　　　　名　　　　称

　　　　　　　　　代表者の氏名

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第９条第１項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

記

１　名称等

申請者の氏名又は名称

代表者名（申請者が法人の場合）

資本金の額又は出資の総額

常時使用する従業員の数

法人番号（申請者が法人の場合）

日本標準産業分類における該当中分類名称並びに該当小分類名称及びその番号

担当者連絡先（所属、氏名、電話番号、ＦＡＸ番号、電子メールアドレス等）

（注）申請者が複数の場合は、代表申請者を明確にした上で、申請者ごとに欄を追加して記載。

２　安定供給確保を図ろうとする特定重要物資又はその生産に必要な原材料等の品目

　　この供給確保計画が参照する安定供給確保取組方針に係る特定重要物資

　特定重要物資又はその生産に必要な原材料等の品目①

　　　　　特定重要物資又はその生産に必要な原材料等の品目②

（注）３以上の品目の安定供給確保を図ろうとする場合は、「特定重要物資又はその生産に必要な原材料　等の品目②」以降に、欄を追加して記載すること。

|  |
| --- |
| ☝重要鉱物の記載要領☝   * 特定重要物資又はその生産に必要な原材料等の品目①・②については、「重要鉱物に係る安定供給確保を図るための取組方針」（以下「安定供給確保取組方針」という。）第２章第２節に記載の金属鉱産物の品目を記載すること。 |

３　安定供給確保を図ろうとする特定重要物資等の生産及び販売並びにその原材料等の調達の現状

　（１）特定重要物資等ごとの生産、調達及び販売の現状について（注１～３）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 特定重要物資等の品目名： | | |
| 1. 生産量（注４） |  | 単位/年 |
| ①－１国内生産量 |  | /年 |
| ①－２国外生産量 |  | /年 |
| ②主要な原材料等の調達量（注５～８） |  | /年 |
| ②－１原材料名（調達先国・地域） |  | /年 |
| ②－１原材料名（調達先国・地域） |  | /年 |
| ②－１原材料名（調達先国・地域） |  | /年 |
| ②－２原材料名（調達先国・地域） |  | /年 |
| ②－２原材料名（調達先国・地域） |  | /年 |
| ②－２原材料名（調達先国・地域） |  | /年 |
| ③最終販売量（注４） |  | /年 |
| ③－１国内販売（供給）量 |  | /年 |
| ③－２国外販売（供給）量 |  | /年 |

1. ２以上の品目の安定供給確保を図ろうとする場合は、上表を追加して品目ごとに記載すること。
2. 取組実施の前事業年度の数値及び実績をもとに記載すること。
3. ①から③までのいずれの項目についても、単位（例：台、式、ｔ　等）を記載すること。また、③に関しては、可能な限り金額（売上額・百万円単位）についても併記すること。
4. 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令（令和四年政令第三百九十四号。以下「令」という。）第１条第８号に掲げる特定重要物資に係る申請者については、「生産量」は「売上額」と読み替えて記載すること。その際、③に関しては記載を要さない。
5. 必要に応じ、行を追加して原材料・調達先を分けて記載すること。また、補足として、同趣旨の資料を提出することとして差し支えない。
6. 原材料等とは、特定重要物資の生産に必要な原材料、部品、設備、機器、装置又はプログラムを指す。
7. 原材料等の調達状況を把握するための欄であり、本申請に係る特定重要物資の原材料のうち、申請者が本申請に係る特定重要物資の生産や調達等のために基幹的な役割を果たす原材料等と位置付けるもの及び左記以外で本申請に係る特定重要物資以外に指定されている特定重要物資について記載するものとし、左記に該当する主要な原材料等が複数ある場合は、行を追加して原材料ごとに記載すること。
8. 記載対象は原材料等ごとに取引量又はサプライチェーン全体に占める調達額の多い上位３社（企業の名称及び調達先国・地域名）について記載すること。なお、３以上の調達先国・地域を記載することは差し支えない。

|  |
| --- |
| ☝重要鉱物の記載要領☝   * 重要鉱物においては、３（１）②は記載不要。 * ①－１国内生産量については、国内鉱山権益及び国内製錬所権益による鉱石引取権と国内企業からのトレーディング（長期購入契約）による購入量を合計した数値を記載すること。 * ①－２国外生産量については、国外鉱山権益及び国外製錬所権益による鉱石引取権と国外企業からのトレーディング（長期購入契約）による購入量を合計した数値を記載すること。 * ③－１国内販売（供給）量については、①－１国内生産量 と ①－２国外生産量 を合計した数値のうち国内供給量を記載すること。 * ③－２国外販売（供給）量については、①－１国内生産量 と ①－２国外生産量 を合計した数値のうち国外供給量を記載すること * 重要鉱物の生産、調達及び販売の現状について、（別紙）の「１．重要鉱物の生産、調達及び販売の現状について」にも記載すること。 |

　（２）上記（１）で記載した調達先・販売（供給）先を含め、当該特定重要物資等に係るサプライチェーンの現状について、図などを用いて簡潔に記載すること。

|  |
| --- |
| （例）  A国（○○鉱山）  （権益○％、○億円）  B国（○○鉱山）  （権益○％、○億円）  C国（○○製錬所）  （権益○％、○億円）  供給量○万ｔ／年  本邦供給量○万ｔ／年  （〇〇社）  海外供給量○万ｔ／年  （〇〇国〇〇社）  供給量○万ｔ／年 |

　（注）申請者が複数の場合は、申請者ごとにそれぞれ（１）及び（２）を記載。

|  |
| --- |
| ☝重要鉱物の記載要領☝   * 赤字記載例を参考に記載すること。 * 上記（１）で記載した鉱山権益・供給先等を含め、重要鉱物に係るサプライチェーンの現状について、図などを用いて簡潔に記載すること。 |

４　取組の内容及び目標

　（１）取組の背景

|  |
| --- |
| （例）  　〇〇（金属鉱産物の品目名）は、〇〇や〇〇の製造に必要となる物資だが、〇〇（金属鉱産物の品目名）の〇年の市場規模は〇円、〇等の需要増加に応じて、〇年には〇円まで拡大する見込み。当該物資の供給が途絶した場合、その用途上の理由から、〇〇（当該物資の使用等によって行う措置等）を行うことが困難となり、国民生活に甚大な影響を生じさせる蓋然性がある。しかしながら、当該物資はその供給の〇〇％以上を輸入に依存し、かつ、輸入割合のシェアは特定国の寡占状態に陥っており、供給途絶によるリスクが顕在化している。このため、特定国に過度に依存しないようサプライチェーンを多様化・強靭化を図り、我が国への当該物資の安定供給確保を確立する必要がある。 |

　（注）安定供給確保を図ろうとする特定重要物資等のサプライチェーンの現状（特定少数国・地域への依存の程度や代替供給確保の可能性等）や取組を実施しなかった場合の供給途絶リスク等の課題、当該特定重要物資等の現在の市場構造、今後の市場の見通し及び世界情勢（国内外におけるシェアの割合や、競合他社の状況等、当該特定重要物資等に係る自社を取り巻く競争環境やその中での自社の立ち位置等）を踏まえ、当該特定重要物資等の安定供給確保を図るために当該取組を実施する必要性について記載すること。

|  |
| --- |
| ☝重要鉱物の記載要領☝   * 赤字記載例を参考に記載すること。 |

（２）特定重要物資等の安定供給確保に関する目標（見込み）

|  |
| --- |
| 特定重要物資又はその生産に必要な原材料等の品目名①：金属鉱産物の品目名を記載  （例）  　○○（金属鉱産物の品目名）のサプライチェーンを多様化・強靭化のため、○○鉱山（○○国、○○社）への出資により、権益、鉱石引取権を獲得する。これにより、安定供給確保取組方針第１章第２節「重要鉱物の安定供給確保に関する目標」に記載される2030年の目標に対して、自社が達成しようとする目標数値（本邦供給量○○万ｔ／年）を自社で確保することで、○○（金属鉱産物の品目名）の安定供給確保を目指す。 |

（注１）安定供給確保取組方針において定められている基本的な目標及び方向性を踏まえ、安定供給確保のための取組全体を通して達成しようとする、安定供給確保を図るために必要な供給能力等の目標を記載すること。

（注２）取組の実施により供給確保を図ろうとする品目の取引先及び供給量並びに原材料の調達先・調達量等の変更が見込まれる場合はその内容及び目標を記載すること。

（注３）２以上の品目の安定供給確保を図ろうとする場合には、上欄を追加してそれぞれの品目ごとに記載すること。

|  |
| --- |
| ☝重要鉱物の記載要領☝   * 赤字記載例を参考に記載すること。 * 探鉱・FS、技術開発についても、鉱山開発に至った場合や技術が社会実装された場合の2030年の本邦供給量の見込みを記載すること。 |

　（３）取組の内容及び目標数値

　実施予定の取組種類を下表から選択し、実施予定の取組ごとに具体的な取組内容及び事業計画終了年度において達成しようとする目標数値を記載すること。

|  |  |
| --- | --- |
| 取組種類 |  |
| １． | 生産基盤の整備 |
| ２． | 供給源の多様化 |
| ３． | 備蓄 |
| ４． | 生産技術の導入・開発・改良 |
| ５． | 使用の合理化 |
| ６． | 代替となる物資の開発 |
| ７． | その他 |

（注）「４．生産技術の導入・開発・改良」には、特定重要物資等の性能等の向上に関する開発も含む。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 特定重要物資又はその生産に必要な原材料等の品目名①：金属鉱産物の品目名を記載 | | | |
| 取組番号 | 取組種類 | 目標数値  （例：１．及び４．の取組を実施することにより達成しようとする生産（供給）能力及びその増加率。２．及び３．の取組を実施することにより達成しようとする備蓄量及びその増加率） | 目標数値を達成するまでの具体的な取組内容 |
| ① | ２、７ | （例）  安定供給確保取組方針第１章第２節「重要鉱物の安定供給確保に関する目標」に記載される2030年の目標に対して、自社が達成しようとする目標数値（本邦供給量○○万ｔ／年）を自社で確保することで、○○（金属鉱産物の品目名）の安定供給確保を目指す。 | （例）  [鉱山開発]  ○○（金属鉱産物の品目名）について、20XX年〇月、○○鉱山（○○国、○○社）への出資○○億円により権益○○％、鉱石引取権○○万ｔ／年を獲得する。20XX年○月、開発を開始し、20XX年○月、開発完了。操業開始は20XX年○月を予定し、2030年に本邦供給量○○万ｔ／年を確保する。 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

1. 複数の異なる種類の取組を一貫して実施する場合は、取組種類欄に複数の取組種類を記載することとして差し支えない。その際、記載内容がいずれの取組種類に該当するものか分かるように記載すること。
2. １つの取組により２以上の品目の安定供給確保を図る場合は、品目ごとに目標数値を記載すること。
3. 具体的な計画内容の記載に当たっては、事業開始年度及び事業終了年度並びに取組により直接的に達成が見込まれる定量的な中間目標等を設定している場合はその内容も併せて記載すること。
4. 当該取組を実施する上で、これまでの原材料等の調達方法を変更し、新たな調達に関する計画・取組を行う場合は、当該計画・取組を併せて記載すること。
5. 当該計画を認定した場合は、当該表の記載内容について安定供給確保支援法人又は安定供給確保支援独立行政法人に通知する。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ☝重要鉱物の記載要領☝   * 赤字記載例を参考に記載すること。 * 実施予定の取組を下表から選択し、目標数値を達成するまでの具体的な取組内容に[　]で記載すること。  |  | | --- | | 探鉱・FS | | 鉱山開発 | | 製錬等事業 | | 技術開発 |  * 実施予定の取組ごとに具体的な取組内容及び安定供給確保取組方針第１章第２節「重要鉱物の安定供給確保に関する目標」に記載される2030年の目標に対して、貴社が達成しようとする目標数値（本邦供給量○○万ｔ／年）を記載すること。 * 探鉱・FS、技術開発についても、鉱山開発に至った場合や技術が社会実装された場合の2030年の本邦供給量の見込みを記載すること。 * 認定申請に係る投資計画が既公表である場合には、その旨を記載すること。 |

（４）目標数値設定の根拠（数値算出の計算式や考え方、それに用いた根拠となる数値やファクトを、当該物資の市場の見通し及び世界情勢等の背景を踏まえて記載）

|  |
| --- |
| （目標数値設定の根拠）  特定重要物資又はその生産に必要な原材料等の品目①：金属鉱産物の品目名を記載 |

（注）２以上の品目の安定供給確保を図ろうとする場合には、上欄を追加してそれぞれの取組ごとに記載すること。

５　計画の実施内容

1. 計画の実施概要

|  |
| --- |
| １～３行程度で簡潔に記載 |

（注）本申請書により複数の取組を申請する場合には、当該複数の取組をまとめた実施概要を記載すること。

（計画全体のスケジュール）

|  |  |
| --- | --- |
| 年度  ※事業開始年度 | （例）  〇月、〇〇工場への設備投資開始 |
| 20XX年度 | ○月、○○鉱山（○○国、○○社）への出資○○億円により権益○○％、鉱石引取権○○万ｔ／年の獲得に向けた最終投資決定（FID）。 |
|  | ○月、○○鉱山（○○国、○○社）への出資○○億円により権益○○％、鉱石引取権○○万ｔ／年を獲得。 |
|  | ○月、開発開始。 |
| 20XX年度 | ○月、開発完了。 |
|  | ○月、生産開始。 |
|  | ○月、本邦供給量○○万t／年、海外供給量○○万ｔ／年 |
|  | ○月、本邦供給量○○万ｔ／年（○○万ｔ／年の増加）、海外供給量○○万ｔ／年 |
| 2030年度 | ○月、本邦供給量○○万ｔ／年（○○万ｔ／年の更なる増加）、海外供給量○○万ｔ／年 |
| 20XX年度 | 〇月、本邦供給終了 |

|  |
| --- |
| ☝重要鉱物の記載要領☝   * 安定供給確保取組方針第３章第４節「当該取組ごとに取組を行うべき期間又は取組を行うべき期限」を満たしていることが確認できるよう、実施スケジュールを記載すること。 * 探鉱・FS、技術開発についても、鉱山開発に至った場合や技術が社会実装された場合の2030年の本邦供給量の見込みを記載すること。 |

（２）支援措置の対象とする取組の実施時期

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 実施予定の取組番号：　　　　　① | | | |  |
| 取組種類 | 着手  （注２） | 設備設置、技術開発等  に要する期間 | 供給開始 | 継続生産期間 |
| （例）供給源の多様化  [鉱山開発]  （上記４．（３）で選択したもの） | 年　　月 | 年　月～　年　月  （少なくとも○ヶ月間） | 年　　月 | 年以上 |
|  | 年　　月 | 年　月～　年　月  （少なくとも○ヶ月間） | 年　　月 |  |
|  |  |  |  |  |

（注１）複数の異なる取組種類の取組を一貫して実施する場合は、行を追加して取組種類ごとに記載すること。また、複数の取組を実施する場合及び２以上の品目の安定供給確保を図ろうとする場合は上表を追加して記載すること。

（注２）着手とは、取組を実施する上で必要な発注、購入、契約等を実施し、取組を開始することをいう。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ☝重要鉱物の記載要領☝   * 赤字記載例を参考に記載すること。 * 取組の内容については、上記４（３）で選択したものに加え、実施予定の取組を下表から選択し、 [　]で記載すること。  |  | | --- | | 探鉱・FS | | 鉱山開発 | | 製錬等事業 | | 技術開発 |  * 取組着手（発注）の時期については、投資着手（出資・発注）時期を記載すること。 * 設備設置、技術開発等に要する期間については、探鉱・FS、鉱山開発、製錬等事業、技術開発に要する期間を記載すること。 * 供給開始（初出荷）の時期については、我が国への供給開始（初出荷）時期を記載すること。 * 継続生産期間については、我が国への供給開始（初出荷）時期を起算日としてカウントすること。 |

（３）取組において支援措置の対象とする内容

実施予定の取組番号　（４（３）において記載したもの）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 対象とする内容 | （例）  ①探鉱・FS   |  |  | | --- | --- | | 金属鉱産物の品目名 | ○○ | | プロジェクト名称 | ○○国〇〇プロジェクト | | プロジェクト所在地（注１） | ○○国○○州○○ | | 申請者の参入対価 | ○○円 | | 申請者の負担探鉱費 | ○○円 | | プロジェクトの全体探鉱費 | ○○円 | | 資源量（見込み可採埋蔵量） | 〇〇万ｔ | | 申請者の権益保有割合（オプション権）（注２） | 〇〇％ | | 申請者の鉱石引取権（オプション権） | ○○万ｔ／年（〇〇％） |  |  | | --- | | ☝重要鉱物の記載要領☝   * （注１）プロジェクト所在地を示した資料（地図等）を提出すること。 * （注２）申請者以外の権益保有企業・保有割合（オプション権）は、（別   紙）の「２．供給確保計画の取組に関する出資スキーム図等」  にまとめて記載のこと。 |   ②鉱山開発   |  |  | | --- | --- | | 金属鉱産物の品目名 | ○○ | | 鉱山名称 | 〇〇国〇〇鉱山 | | 鉱山所在地（注１） | 〇〇国〇〇州〇〇 | | 申請者の参入対価 | ○○円 | | 申請者の負担Capex | ○○円 | | 鉱山開発の全体Capex | ○○円 | | 申請者の権益保有割合（注２） | ○○％ | | 資源量（可採埋蔵量） | ○○万ｔ | | 申請者の生産物引取権 | ○○万ｔ／年（〇〇％） | | 設置する施設・設備の名称（注３） | ○○に用いる○○設備 | | 備考（注４） | 〇〇にあたり、○○社が開発した○○技術を用いた設備を使用することで、○○、○○などの環境効果が期待できる。 |  |  | | --- | | ☝重要鉱物の記載要領☝   * （注１）鉱山の所在地を示した資料（地図等）を提出すること。 * （注２）申請者以外の権益保有企業・保有割合は、（別紙）の「２．供給   確保計画の取組に関する出資スキーム図等」にまとめて記載の  こと。   * （注３）施設・設備の配置図、設計図を提出すること。 * （注４）環境対策、人権配慮などの取組を特に実施している場合は記載   のこと。 |   ③製錬等事業   |  |  | | --- | --- | | 金属鉱産物の品目名 | ○○ | | 製錬等名称 | 〇〇国〇〇製錬所 | | 製錬等所在地（注１） | 〇〇国〇〇州〇〇 | | 事業概要（注２） | 〇〇工程 | | 申請者の参入対価 | ○○円 | | 申請者の負担Capex | ○○円 | | 製錬等事業の全体Capex | ○○円 | | 鉱石の供給元となる鉱山、前工程設備等名称 | ○○鉱山、○○選鉱所 | | 鉱山、前工程設備等所在地（注３） | ○○国○○州○○ | | 申請者の権益保有割合（注４） | 〇〇％ | | 製錬等事業の生産量 | ○○万ｔ／年 | | 申請者の生産物引取権 | 〇〇万ｔ／年（〇〇％） | | 設置する施設・設備の名称（注５） | ○○に用いる○○設備 | | 備考（注６） | 〇〇にあたり、○○社が開発した○○技術を用いた設備を使用することで、○○、○○などの環境効果が期待できる。 |  |  | | --- | | ☝重要鉱物の記載要領☝   * （注１）製錬所等の所在地を示した資料（地図等）を提出すること。 * （注２）製錬等事業には、選鉱・製錬及びこれに付属する事業が含まれ   る。このうち、どの取組を行うのか記載すること。   * （注３）鉱山、前工程設備等の所在地を示した資料（地図等）を提出す   ること。   * （注４）申請者以外の権益保有企業・保有割合は、（別紙）の「２．供給   確保計画の取組に関する出資スキーム図等」にまとめて記載の  こと。   * （注５）施設・設備の配置図、設計図を提出すること。 * （注６）環境対策、人権配慮などの取組を特に実施している場合は記載   のこと。 |   ④技術開発   |  |  | | --- | --- | | 金属鉱産物の品目名 | ○○ | | 技術開発概要（注１） | ○○鉱山（○○鉱石）を対象とし、○○処理の高度化・高効率化に資する○○に関する技術について○年間の開発（実証）を行うことにより、〇〇社・〇〇製錬所への現場適用を図る。 | | 技術開発を行う所在地（注２） | 〇〇〇〇 | | 技術開発目標 | 回収率○％向上、処理コスト○％削減　等 | | 技術開発費 | 〇〇円 | | 技術開発成果の適用先及び成果により期待される効果（注３） | ○○鉱山における製錬コストが○億円／年削減、〇〇社・〇〇製錬所への現場適用により本邦供給量〇〇万ｔ／年の増加を期待。 | | 従来技術との相違点・優位性・先進性（注４） | 従来技術ではコストがかかり処理が困難であった低品位な〇〇鉱石に関し、新たに開発する技術を適用することで従来と同程度以下のコストで処理が可能となり、新規鉱山開発の創出に繋がる。 |  |  | | --- | | ☝重要鉱物の記載要領☝   * （注１）技術開発の概要（概略図など）及び現場適用計画を示す   資料を提出すること。なお、金属鉱物の製錬の高効率化や低コ  スト化等技術の社会実装に向けたパイロットスケール試験等が  助成の対象です。   * （注２）技術開発を行う所在地を示した資料（地図等）を提出すること。 * （注３）製錬コストの削減及び本邦供給量増加の試算資料を提出するこ   と。   * （注４）従来技術との相違点・優位性・先進性を示す資料を提出するこ   と。 | |

（注）必要金額の積算（総額及び年度ごとのもの）や計画の各年度において支援措置の対象とする内容の詳細に関する書類を含め、各項目の詳細を説明する書類を提出すること（例：施設の整備等に関する取組については土地・建物の所有関係に関する資料、施設の配置図、設計図、設備の配置図等。設備の導入等に関する取組については設備に関するカタログや仕様書等の設備の概要が分かる書類、導入する設備の一覧等）。

|  |
| --- |
| ☝重要鉱物の記載要領☝   * 上記の取組内容について、（別紙）の「２．供給確保計画の出資スキーム図等」に出資スキーム等を記載すること。 * 上記の取組内容について、（別紙）の「３．安定供給確保取組方針第３章第２節「安定供給確保の目標」に対する取組状況」に安定供給確保取組方針に対する取組状況を記載すること。 |

（４）　取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

実施予定の取組番号

（単位：百万円）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 調達方法  費用 | | 政府関係金融機関からの借入れ | 民間金融機関等からの借入れ | 助成金 | 自己資金 | その他 | 合計 | 備考 |
| 取組に必要な資金の合計額 | |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 年度 |  |  |  |  |  |  |  |
| 年度 |  |  |  |  |  |  |  |
| 年度 |  |  |  |  |  |  |  |
| 年度 |  |  |  |  |  |  |  |
| 年度 |  |  |  |  |  |  |  |

（注１）「政府関係金融機関からの借入れ」には政府関係金融機関からの借入れによる調達額を、「民間金融機関等からの借入れ」には政府関係金融機関以外の金融機関等からの借入れによる調達額を、「助成金」には国・地方公共団体から直接又は間接的に支給される助成金による調達額を、「その他」には出資、社債の発行、リースその他「政府関係金融機関からの借入れ」、「民間金融機関等からの借入れ」、「助成金」及び「自己資金」以外の調達方法による調達額を、それぞれ調達先の名称及び金額の内訳を示しつつ記載する。

（注２）民間金融機関からの融資について信用保証協会による保証を受ける期待がある場合には、その旨を、借入先金融機関名を示しつつ「備考」に記載する。

（注３）（５）において、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）の特例による支援措置を希望する場合には、想定金融機関名及び支援措置により受ける想定支援額を、「備考」欄に記載する。

（注４）複数の取組を実施する場合は、「実施予定の取組番号」欄及び上表を追加して取組ごとに記載すること。

（注５）計画実施期間内の各年度の資金の調達方法について年度ごとに記載すること。

（５）　期待する支援措置

実施予定の取組番号

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 支援措置 | 希望する | 希望しない |
| 株式会社日本政策金融公庫法の特例（ツーステップローン） |  |  |
| 中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第百一号）の特例 |  |  |
| 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の特例 |  |  |
| 安定供給確保支援法人又は安定供給確保支援独立行政法人による助成金の交付 |  |  |
| 安定供給確保支援法人又は安定供給確保支援独立行政法人による認定事業者に貸付けを行う金融機関に対する利子補給の支給 |  |  |

（注）該当する欄に「○」を記載すること。

|  |
| --- |
| ☝重要鉱物の記載要領☝   * 共同申請の場合には、事業者ごとに必要な資金の額などが分かるように別々に記載すること。 |

６　取組の実施体制

|  |
| --- |
| （実施体制図）  （例） |
| （取組に関するものを含め、生産・調達や保有技術等の情報を適切に管理するための体制の整備状況） |
| （その他経営体制等に関する状況）（注４）  （例）  ・安定供給確保に影響を生じさせるような外国の関係法令が現時点で存在しないことを確認している。  ・コーポレートガバナンスに関する規定を策定し、○○○○等の体制を構築し、又はそれに準ずる取組を実施している。 |

（注１）安定供給確保のための取組に関係する主な部署、その人数の見込み及び担当者の氏名・役職・役割分担等を図などを活用して記載すること。また、取組に関する情報を適切に管理するための体制の整備状況について記載すること。

（注２）共同申請の場合は、共同事業全体での実施体制図を具体的に記載すること。

（注３）必要に応じて各項目を証明する書類を提出すること。

（注４）外国の法的環境等による安定供給の適切性への影響に関する状況（技術情報の流出等）及びコーポレートガバナンスに関する規程等の整備状況についても記載すること。

|  |
| --- |
| ☝重要鉱物の記載要領☝   * 安定供給確保取組方針第３章第５節「実施体制」（１）（３）（４）に記載される体制について記載すること。 * 対象経費の証票類等を適切に管理するための体制の整備状況を記載すること。 * 子会社、出資先企業等を含めた対象経費の証票類等を適切に管理し、必要に応じて行う監査等（子会社、出資先企業等を含む）に協力するための体制について記載すること。 * （注４）の外国の法的環境等による安定供給の適切性への影響に関する状況（技術情報の流出等）については、申請事業者とそのサプライヤーが、その本社等の立地する場所の法的環境等により安定供給の適切性が影響を受けないこと（例えば、技術情報の流出や、安定供給確保に影響を生じさせるような外国の関係法令が現時点で存在しないこと）を確認の上、その旨を記載し、必要に応じ、記載の補足として参考資料を添付してください。なお、必要に応じて関係書類の提出を求める場合があります。 * （注４）のコーポレートガバナンスに関する規程等の整備状況については、例えば以下の資料の整備状況を記載すること。また、併せて当該資料を提出すること。判断に迷うものがあれば、経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部 鉱物資源課までご相談ください。   ・事業者の法人形態、所有関係を示す書類（有価証券報告書等）  ・コーポレートガバナンスに関する規程及び必要な体制に関する説明資料  ・国際的に受け入れられた会計基準に基づき作成・公開された財務諸表 |

７　その他安定供給確保取組方針への適合性の確保に関する事項

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 確保措置の内容 |
| サプライチェーンを含む必要な供給能力確保に関する計画の整備 | □現在及び計画期間中の市場動向又はその見込みを踏まえた計画である。 |
| 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）や国内関係法令の適切な遵守 | □外国為替及び外国貿易法や特定重要物資等の安定供給を図る上で遵守すべき国内関係法令を遵守する。 |
| 事業継続計画の策定 | □ＢＣＰを策定している。 |
| 本計画に基づく取組の実施に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めた際の報告体制の構築 | □本計画に基づく取組の実施に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めたとき、その概要及び取組に対する影響等を経済産業大臣に報告する体制を構築している。  （具体的な措置）※自由記載 |
| 特定重要物資等のサプライチェーン上の人権問題に関し対策を実施するための社内の体制の整備状況 | （例）   * サプライチェーン上の人権や環境等のリスクについて、自組織内で適切な検討・対策を実施している。 |
| 取組の実施に際して自組織内及び取引先における情報の管理やサイバーセキュリティの確保等の観点からの、組織の実情・規模に応じた対策の措置状況 | （例）   * サイバーセキュリティが適切に確保されるよう、「サイバーセキュリティ経営ガイドライン」（経済産業省・独立行政法人情報処理推進機構（ＩＰＡ））又は「中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン」（ＩＰＡ）や脆弱性診断の結果等を踏まえ、〇〇、〇〇、〇〇等の対策を講じている。 |
| その他取組方針への適合性に関する事項（注３） | （例）  ・〇〇を通じて地域経済への貢献や雇用創出効果が見込まれる。  ・〇〇等の育成・確保のための取組を行っている。 |

（注１）必要に応じて各項目を証明する書類を提出すること。

（注２）確保措置の内容欄の「□」にチェックを入れるほか、具体的な措置については必要に応じて記載すること。

（注３）本申請に係る特定重要物資の安定供給確保取組方針第３章において、人材育成・確保や地域経済への貢献等の要件が課されている場合はそれらの事項について記載すること。

|  |
| --- |
| ☝重要鉱物の記載要領☝   * 赤字記載例を参考に記載すること。 * 事業継続計画の策定については、申請事業者が、災害などの緊急事態が発生した際に損害を最小限に抑え、事業の継続や復旧を図るための計画として、事業継続計画（BCP）を整備しているかで判断すること。なお、添付資料として、BCPの概要に係る資料の提出を任意で求めています。 * 特定重要物資等のサプライチェーン上の人権問題に関し対策を実施するための社内の体制の整備状況については、責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドラインに基づく組織内での対策の実施など、サプライチェーン上の人権等のリスクに関して対応している内容を記載すること。また、必要に応じ、記載の補足として参考資料を添付してください。なお、必要に応じて関係書類の提出を求める場合があります。 * 取組の実施に際して自組織内及び取引先における情報の管理やサイバーセキュリティの確保等の観点からの、組織の実情・規模に応じた対策の措置状況については、「サイバーセキュリティ経営ガイドライン」（経済産業省・独立行政法人情報処理推進機構（ＩＰＡ））や「中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン」（ＩＰＡ）といったガイドラインや組織内での脆弱性診断の結果等を踏まえ、サイバーセキュリティ確保のために講じている対策（対応計画・緊急対応体制等の整備）について記載すること。また、必要に応じ、記載の補足として参考資料を添付してください。なお、必要に応じて関係書類の提出を求める場合があります。 |

８　取組を円滑かつ確実に実施するために行う措置

|  |  |
| --- | --- |
| ・需給ひっ迫時の対応 | □平時を上回る特定重要物資等の生産、平時の在庫又は備蓄の全部又は一部の放出等の需給がひっ迫した場合に実施する特定重要物資等の供給に関する措置を実施する。  （具体的な措置）※自由記載  （例）  ・○○社（○○国）との○○鉱山の鉱山開発に関する契約書等（○年○月○日契約締結予定）により、○年までの鉱石引取権が担保されており、このうち、我が国へ概ね○○万ｔ／年の供給を行う計画を社内コミットしている。【我が国への安定供給計画書（各年度の我が国への供給計画量等を記載した社内コミット文書）を添付（参考１）】  ・我が国以外の供給先との供給契約等の契約満了時や更新時等において、全量を我が国に供給されるべく再調整を行うなど、最大限の努力を実施する。【我が国への全量供給に向けた方策等を記載した社内コミット文書を添付（参考２）】 |
| ・供給能力の維持又は強化のための継続投資又は研究開発等 | □取組の実施により確保する供給能力を維持又は強化するため、継続的な設備投資又は研究開発等を実施する。  （具体的な措置）※自由記載  （例）  ・計画に基づき実施する〇〇（金属鉱産物の品目名）の生産に必要な設備投資によって得た供給能力の維持・向上等のため、次年度以降も継続的な設備投資を行うこととしている。【継続的な設備投資又は研究開発計画を添付（参考３）】 |

（注１）必要に応じて各項目を証明する書類を提出すること。

（注２）令第１条第８号に掲げる特定重要物資に係る申請者にあっては、「需給ひっ迫時の対応」の記載は要さない。

|  |
| --- |
| ☝重要鉱物の記載要領☝   * 赤字記載例を参考に記載すること。 * 需給ひっ迫時の対応については、以下の２点に留意し、記載すること。 * 事業者は、本取組の主たる目的が我が国への重要鉱物の安定供給確保という点にあることに配慮し、我が国における重要鉱物の供給が危機的状況（需給ひっ迫時）ではない平時の場合であっても、引取権等を有する生産物の一定量を計画期間、我が国に供給されるものであること。 * また、危機的状況が生じた場合は、全量を我が国に供給されるべく最大限の努力を実施するものであること。 * 供給能力の維持又は強化のための継続投資又は研究開発については、以下の点に留意し記載すること。 * 取組の実施により確保する供給能力を維持又は強化するため、継続的な設備投資又は研究開発が見込まれることであること。 |

９　免許等の取得又は申請の状況

|  |
| --- |
|  |

1. 取組を実施する上で、他の法令（外国の法令を含む。）の規定による免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又はこれらに類するその他の行為（以下「免許等」という。）を必要とするものである場合には、その免許等の取得又は申請の状況について記載すること。ただし、外国の法令の規定による免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又はこれらに類する行為については、外国において取組を実施する場合における当該取組を実施する国の法令の規定によるものを有する必要がある場合に限り、記載すること。
2. 免許等を受けていることを証する書面若しくはその免許等の取得若しくは申請の状況を明らかにした書面又はこれらに代わる書面を提出すること。

１０　申請者の営む業種における競争の状況（複数の事業者による申請を行う場合）

|  |
| --- |
|  |

（注）申請者の営む事業の属する事業分野における競争の状況は、安定供給確保を図る特定重要物資等を生産する事業者の同業者の中において占める地位、市場占有率その他の競争の状況を把握するために参考となるべき事項及び申請を行う複数の事業者が共同して取組を実施することについて合意した具体的な内容について記載すること。

添付書類目次

添付書類

|  |  |
| --- | --- |
| １－(１) | 定款の写し又はこれに準ずるもの |
| １－(２) | 登記事項証明書（申請者が登記をしている場合） |
| ２－(１) | 最近三期間の事業報告の写し又はこれに準ずるもの |
| ２－(２) | 貸借対照表又はこれに準ずるもの |
| ２－(３) | 損益計算書又はこれに準ずるもの |
| ３ | 取組を円滑かつ確実に実施するために行う措置を行う見込みがあることを示す書類 |
| ４ | 経済産業省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく供給確保計画の認定等に関する省令第２条第２項第４号に掲げる書類 |
| ５ | ＢＣＰの概要（任意） |

|  |
| --- |
| ☝重要鉱物の記載要領☝   * 添付書類の添付状況について、（別紙）の「４．添付書類」に記載すること。 |

（備考）

１．経済産業大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。

２．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。